

■ 暴風（特別）警報発令時の取り扱いについて

県立真和志高等学校

I 「暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報」発令中は休校になります。

沖縄本島中南部地方に「暴風（特別）警報等」が発令されたときには、原則として学校は休校となります。

※ 台風(暴風域)が接近している場合は、沖縄県教育庁より休校のお知らせがあります。
沖縄県教育委員会のホームページ、または、テレビ・ラジオ等の「台風に関する情報」「ニュース」等で情報を収集して下さい。

II 「暴風（特別）警報等が解除」になった時、次の2つの場合があります。

1 午前中に警報が解除され、公共交通機関の運行が再開された場合は、速やかに登校して授業を受けることになります。

なお、時間帯によって、次の措置をとります。

- | |
|--|
| <p>① 午前6時以前に警報が解除され、公共交通機関の運行が再開されたとき
→ <u>平常授業</u>となります。</p> <p>② 午前6時から午前8時までの間に警報が解除され、公共交通機関の運行が再開されたとき
→ <u>9時30分までに登校</u>してください。
授業は2校時(10時10分)から行います。</p> <p>③ 午前8時から午前12時までの間に警報が解除され、公共交通機関の運行が再開されたとき
→ <u>食事を済ませ、13時30分までに登校</u>してください。
授業は5校時(14時10分)から行います。</p> |
|--|

2 午後(12:00)以降に解除になった時は、休校となります。登校する必要はありません。